

地区防災計画作成マニュアル

令和 7年 2月

江南市

目 次

はじめに	1
1 「地区防災計画」作成の基本方針等	2
2 計画作成に際しての留意事項	3
3 計画提案の方法	4
4 地区防災計画の見直し	5
5 地区防災計画の作成・運用に際しての市の支援	5
地区防災計画の作成行程（例）	6
地区防災計画提案書様式	7
市民の皆さんの協力と連携のお願い	8
※ 地区防災計画作成マニュアル参考資料	
地区防災計画（例）	1～13

はじめに

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災が契機となり、地域のきずなの大切さや地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識されることとなりました。そして、平成23年3月に発生した東日本大震災を経て、自助・共助の重要性が改めて認識されているところです。

このような状況を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

本制度は、市町村の判断で地区防災計画を市町村地域防災計画に規定するほか、地区居住者等が、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することをできる仕組み（計画提案）を定めています。

これらを踏まえ、市では、それぞれの地区の特性を踏まえた自主・自律的な「地区防災計画」の作成を促進することを目的として「地区防災計画作成マニュアル」を定めました。

※地区防災計画ガイドライン（平成26年3月）内閣府 一部抜粋

【参考】災害対策基本法 一部抜粋（地区防災計画に関する条文）

第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

- 2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。
- 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
- 4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
- 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

1 「地区防災計画」作成の基本方針等

(1) 「地区防災計画」は地区居住者等からの提案を基本とします。

災対法第42条の2では「地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。」と規定されています。

市では、地区防災計画が「自助」、「共助」を中心とした地区居住者等の自発的な防災計画であることに鑑み、その案は地区居住者等において自主的に作成・提案すること（以下、「計画提案」という。）を基本方針とし、市の防災活動と地区居住者等による防災活動を連携させ、地域防災力の向上を図ることを目指します。

(2) 「地区防災計画」は、自主防災組織等の地区コミュニティ活動の実績が認められる範囲を対象とします。

「地区防災計画」が対象とする範囲については、災対法に特段の定めはありませんが、当該計画の目的や定める内容等から、平時より地区コミュニティ活動が行われている自主防災組織などの一定のまとまりのある範囲を対象とします。さらには、平常時の防災訓練や避難所となる小中学校を含む避難訓練内容なども考慮して、範囲を決定することが望ましいと思われれます。

(3) 「地区防災計画」に定める標準的な項目

「地区防災計画」は、組織の規模やコミュニティの成熟等によって、内容に差異が生じることが予測されます。このことから、地区防災計画に定める標準的な項目・内容について記載した「地区防災計画（例）」を参考資料として本マニュアルに添付しています。

○「地区防災計画」に定める主な項目例は以下のとおりです。

- ①計画の作成趣旨・目的などの基本方針
- ②作成主体の種別、規模、構成員
- ③地区の特性、予想される災害
- ④「平常時」の取組、「災害時（非常時）」の取組
- ⑤避難行動要支援者の支援の取組
- ⑥具体的な防災対策
- ⑦防災マップ（視覚的に地区特性を把握するため）
- ⑧計画作成後の研修、訓練の実施の考え方

2 計画作成に際しての留意事項

(1) 多様な主体や世代の参加による計画作成

当該地区に関係する多様な主体や多様な世代の参加の元で計画を作成しましょう。

(2) 「自助」、「共助」の仕組みづくり

当該地区居住者等が自ら又は相互に連携・協力して地区の防災力を向上するための仕組みを作りましょう。

(3) 実践的な計画づくり

次の視点を踏まえた「適切な情報」の収集・発信と「適切な行動」の実践につながる計画としましょう。

ア 災害を知る

- ・自分が住んでいる地区で起こり得る災害について、前兆や避難の方法を確認しましょう。

イ 地区を知る

- ・災害危険箇所や脆弱な施設等を把握した上で防災マップを作成し、避難行動要支援者対策や避難する場所までの経路等を決めましょう。

ウ 知識を活かす

- ・自主防災組織等の活動などで得た、防災・減災対策の知識を活かし、災害時に実行しましょう。

(4) 計画の作成スケジュールについて

効率よく計画を作成するため、作成行程（スケジュール）をつくりましょう。

※「地区防災計画の作成行程（例）」については6ページを参照

(5) 行政等からの参考意見

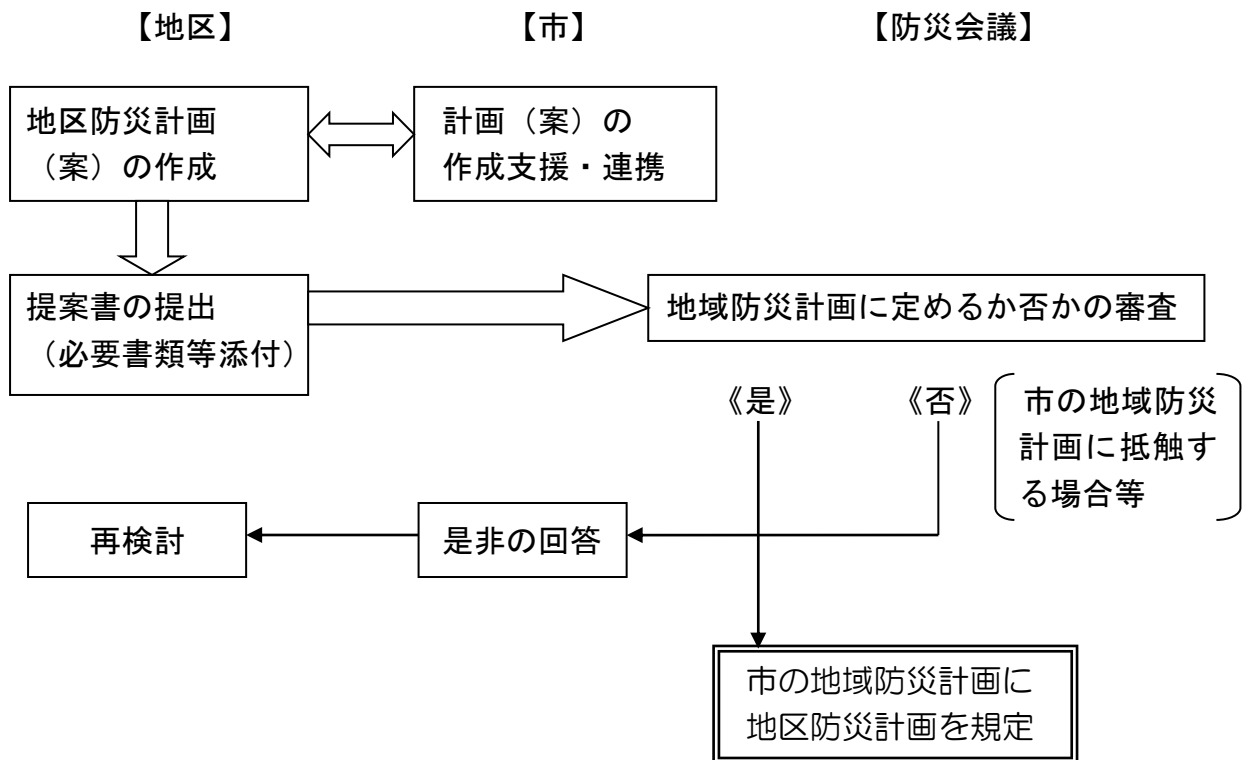
行政の出前講座等からの意見も活用しながら計画を作成しましょう。

3 計画提案の方法

地区防災計画制度には、地区居住者等が、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる仕組み（計画提案）が定められています。

○「計画提案」に必要な手続きは以下のとおりです。

(1) 「計画提案」のフロー



(2) 計画提案に必要な書類

①地区防災計画提案書（様式1）

○7ページ参照（1通提出）

②地区防災計画（案）

③申請者の資格証明書

ア 提案者が個人の場合

申請者全員の住所が確認できるもの（免許証写し、住民票抄本等）

- ・申請者が地区防災計画（案）の対象地区内の住民であることを確認するため。

イ 提案者が法人の場合

登記事項証明書

- ・申請者が地区防災計画（案）の対象地区内に事業所等を有する法人であることを確認するため。

(3) 提出期限

原則として、毎年11月末日までに受理した提案書について、その年に開催される防災会議に付議します。

(4) 提出先

江南市役所危機管理室防災安全課に持参により提出して下さい。

4 地区防災計画の見直し

(1) 計画の見直し

- ・計画は社会情勢の変化など必要に応じて適宜見直して下さい。
- ・この見直しにおいて、当初計画と見直した計画に大きな差異を生じた場合（ここでいう計画の見直しには役員の変更などは含みません。）には、市に変更した内容を報告して下さい。（再度、防災会議での検討が必要になる場合があります。）

(2) 再度の計画提案

計画の見直しにかかる再度の「計画提案」の手続きについては、3の方法に準じます。

5 地区防災計画の作成・運用に際しての市の支援

「地区防災計画（案）」作成支援及び計画に基づく地区の防災訓練等実施への支援などを行います。

(1) 地区防災計画、防災マップの作成支援

地区防災計画や防災マップを作成する場合のアドバイスをを行います。

(2) 防災学習会等の開催支援

① 出前講座

○地区の防災学習会等に市職員を派遣します。

(3) 地区の防災訓練の実施等への支援

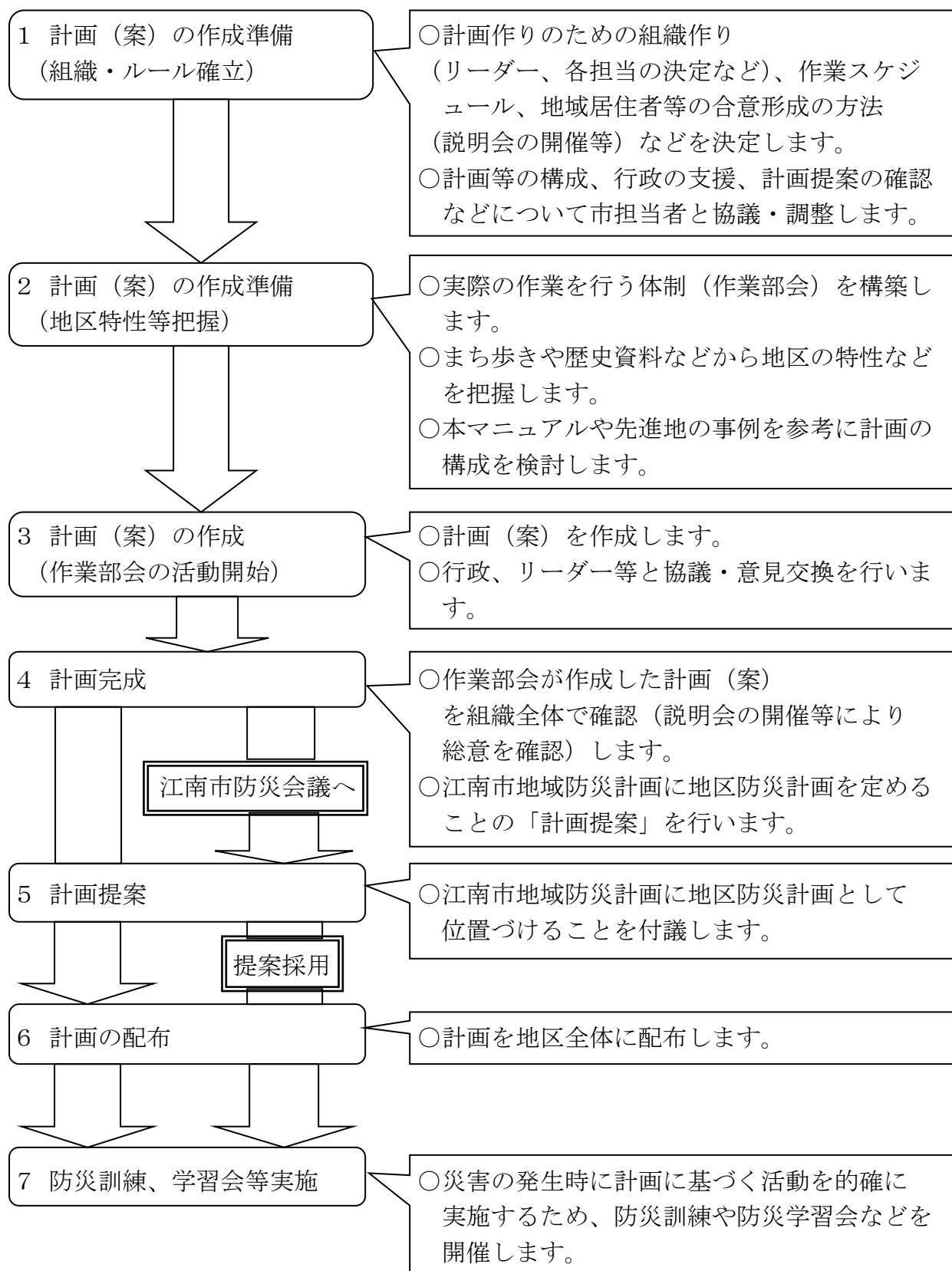
① 市職員の派遣

地区の防災訓練の実施に市職員を派遣し、訓練の進行等についてアドバイスをを行うとともに、地区と行政との連携についても協力します。

② 防災資機材の貸与

市は、地区が行う防災訓練の実施に当たって、必要に応じて、保有する防災備品を貸与します。

地区防災計画の作成行程（例）



様式 1

〇〇年〇〇月〇〇日

江南市防災会議会長
江南市長 澤田 和延 様

提案代表者 ○ ○ ○ ○ 印

地区防災計画提案書

見出しのことにつきまして、災害対策基本法第42条の2第2項の規定に基づき、江南市地域防災計画に下記の地区防災計画を定めることについて、必要書類を添えて提案します。

記

1 計画名称「〇〇地区防災計画」

2 提案者

氏名・法人名	住所・所在地	連絡先（電話番号等）

3 添付書類

① 「〇〇地区防災計画（案）」

② 資格証明書類

（ア）申請者全員の住所が確認できるもの（提案者が個人の場合）

・免許証写し、住民票抄本等

（イ）登記事項証明書（提案者が法人の場合）

市民の皆さんの協力と連携のお願い

大規模な災害が発生した際に、発災直後の市民の皆さんの初動期の行動が命を守るための岐路になります。そのためには平常時からの備えが非常に重要です。

お住まいの地区の特性を把握するとともに、当該地区で発生が予想される災害を想定して、自らの命を守るための家庭ごとの取組（自助）や地区全体での取組（共助）をあらかじめ計画として定め、地区全体で共有し、この計画に基づく防災訓練・避難訓練の実施、学習会の開催などにより、地区全体の防災力・減災力を高めていくことが不可欠です。

今回作成しました、「地区防災計画作成マニュアル」を参考にいただき、市民の皆さんが協力・連携してそれぞれの地区における「地区防災計画」の作成に取り組んで頂くことをお願いいたします。

江南市地区防災計画作成マニュアルは市のホームページに掲載しています。
(江南市ホームページURL <http://www.city.konan.lg.jp/>)

【このマニュアルに対するお問い合わせ先】
江南市役所 **危機管理室**防災安全課
〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90
TEL 0587-54-1111
FAX 0587-54-1411
Eメール anzen@city.konan.lg.jp

- ※ 地区防災計画作成マニュアル参考資料
- ※ あくまでも参考例ですので、このとおり作成を強制するものではありません。

地区防災計画（例）【案】

令和〇〇年〇月

〇〇自主防災会

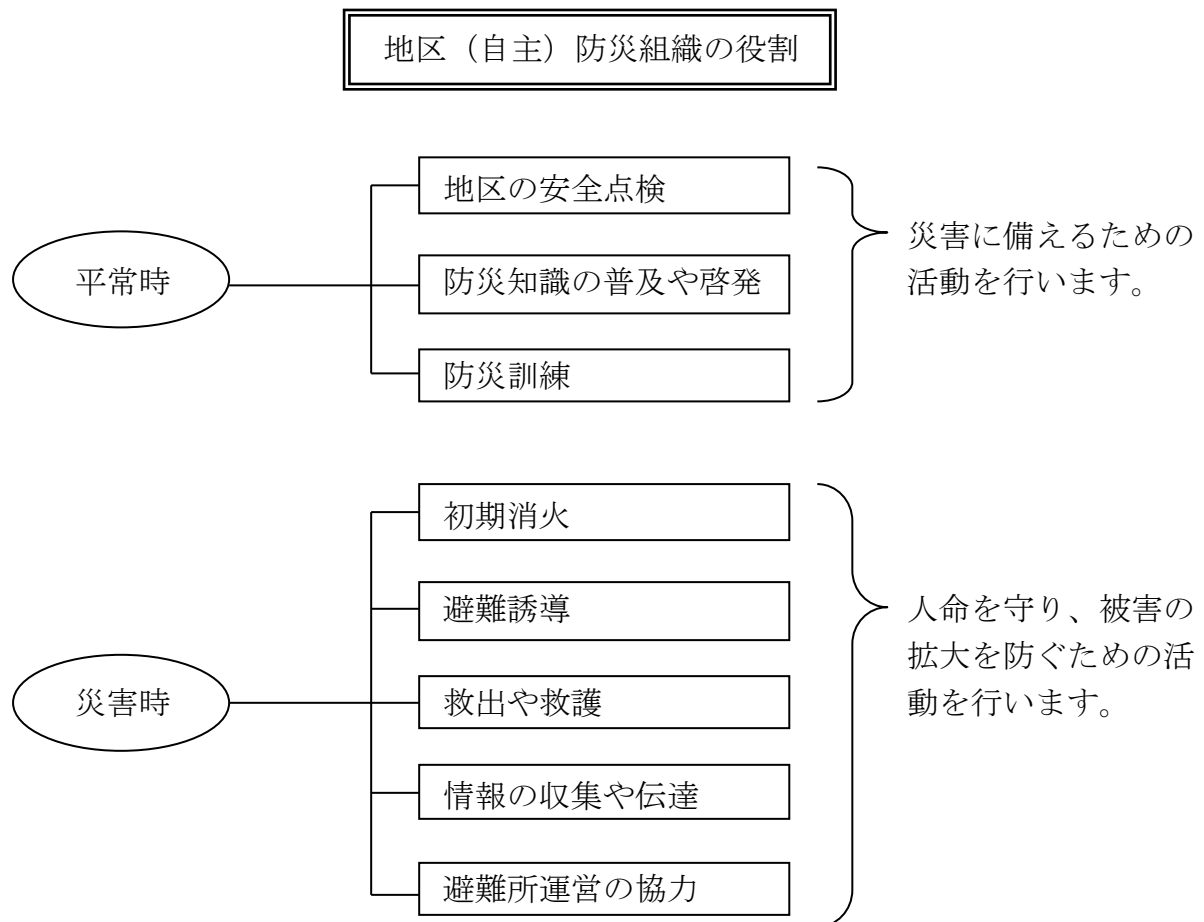
1 基本方針

災害が発生した直後は、交通網の寸断・火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そのようなとき、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。

「東日本大震災」や「熊本地震」の際、被災者の救出に当たって活躍したのは地域の住民等であり、災害時においては、「自助」、「公助」とともに、地域における自主防災組織、ボランティア、企業などが、ともに支え助け合う「共助」が重要です。

私たちの地区では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、地区のみんなで助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めます。

この取組を計画的に推進するため、地区住民を主体とした防災組織を構築し、この行動の規範としての「〇〇地区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区防災力を高めていきます。



2 計画対象地区と策定主体

(1) 計画対象地区

「〇〇地区防災計画」は次表の地区を対象として定めます。

〇〇町	1丁目	〇〇番地
〇〇町	2丁目	〇〇番地

※対象地区は別添図（防災マップ）参照。

(2) 計画策定主体

「〇〇地区防災計画」は下記の団体が定めます。

団体名称	所在	世帯数等
〇〇自主防災会	江南市・・・	

3 地区の特性と予想される災害

(1) 地区の特性

〔記載内容〕地区の防災マップを作成し、地区の地形的な特徴や地区で災害が発生しそうな場所など、災害に関する情報をここに記載します。

(例)

- ・高低差の少ない平地に家屋等が多い地区である。
- ・大規模に開発されたニュータウンである。
- ・埋め立てによって形成された地区である。
- ・〇〇川が過去に大雨で氾濫したことがある。
- ・集中豪雨などで周辺地区が浸水したことがある。
- ・集中豪雨などで道路冠水しやすい箇所がある。

※参考「重ねるハザードマップ」について

国土地理院の地図サイト「重ねるハザードマップ」では、浸水想定区域や特定の場所の浸水等、災害リスク情報や防災に役立つ情報を重ねて閲覧できます。自然災害リスクをまとめて調べることができますので、ぜひご活用ください。

国土地理院「重ねるハザードマップ」URL

<https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/maps/index.html>

(2) 予想される災害

〔記載内容〕地区の特性に合わせて、想定される災害（被害の状況）をここに記載します。

(例)

- ・集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風により次の被害が想定される。
 - 木曾川の氾濫や堤防の決壊
 - 〇〇地区周辺で家屋への浸水
 - 〇〇地区周辺で道路冠水
- ・地震による災害
 - 家屋の倒壊や火災
 - 液状化

※「愛知県防災学習システム」などを活用し、お住いの地区の災害の危険性を調べることができます

4 自主防災組織および個人の日頃の取り組みと発災時の行動

(1) 平常時の取組

自主防災組織や地区で協力し、「共助」を実施していくためにも、まずは自分や家族で身を守る「自助」は必要不可欠です。

いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災活動に取り組みます。

ア 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

イ 地区の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

また、各家庭で家具転倒防止器具の取り付けを推進することで、家具転倒による二次災害の発生を防止します。

- ・室内の危険箇所の点検をする。
- ・安全対策、転倒防止策などの検討をする。
- ・家具の設置場所の変更や転倒防器具の取り付けをする。

ウ 防災用品の整備

防災資機材は、災害発生時に役立ちます。地区で防災資機材を整備し、日頃の点検や使い方を確認します。

また、各家庭及び地区で非常用備蓄品の啓発活動を行い、日頃から災害に対する備えを推進していきます。

エ 防災訓練

防災訓練は、いざというとき、あわてず、的確に対応するための欠かせない活動です。地区住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

(2) 災害時の取組

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

ア 地震発生時

① 災害発生当初の行動

- ・身の安全を確保するシェイクアウト行動をとる。
(しせいをひくく、あたまをまもり、じっとする)
- ・避難時は電気器具等の電源を切りブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉める。
- ・通電火災等の二次災害発生を防止する。
- ・家族等の安否確認や屋内の安全確保をする。
- ・災害情報を取得する。

- ② 安否確認
 - ・自分と家族に被害がない場合、玄関やドアノブなどに安否確認板等を掛け、安否を知らせる。
 - ・安否が不明な場合は、救出・救護班と一体となり、救助活動を行う。
 - ・地域外に避難する場合は、班長等に連絡する。
- ③ 初期消火
 - ・火災発生発見時は、大声で隣近所に伝え、応援をもらおうと共に、消火器等で初期消火に努める。
 - ・火が大きくなり、消火が困難な時は、初期消火を中止し身の安全を守るため避難する。
- ④ 救出救護活動
 - ・救出救護が必要な場合は、救出救護班を中心に地域の住民等と協力し合っ
 - て活動する
 - ・日頃から、救助に活用できる資機材等は日頃から管理しておく。
- ⑤ 避難行動
 - ・区の集合場所へ集合した住民のうち、家屋の倒壊などで、自宅で生活ができない住民は、避難者名簿を作成し、最寄りの避難所へ避難する。

イ 風水害発生時

- ① 災害発生時の行動
 - ・テレビ、ラジオ等により気象情報、災害情報を収集する。
 - ・水害、河川の氾濫が危ぶまれるときは、避難の準備等を早めに済ます。
 - ・「警戒レベル3 高齢者等避難」が発令されたら、避難に時間を要する高齢者等は、早めの避難を開始する。
 - ・「警戒レベル4 避難指示」発令時は、落ち着いて指定された避難場所へ避難する。
 - ・「警戒レベル5 緊急安全確保」発令時は、命を守るための最善の行動をとる。
 - ・夜間や避難経路が水没している時などは、無理をせず、2階以上の安全な場所へ避難する。

5 避難行動要支援者支援計画

避難行動要支援者とは、災害が発生したときなど安全な場所へ避難が必要な場合に、自分や家族の力だけでは避難できない人たちのことです。こうした避難行動要支援者を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。

(1) 避難行動要支援者名簿を活用した支援の実施

市から提供される避難行動要支援名簿は、災害時の支援のために活用することを同意した要支援者に対する災害時の安否確認、避難を実施するための名簿です。

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障害者、子どもなど、人の助けを必要とする人（避難行動要支援者）の支援をする際に、避難行動要支援者名簿を活用します。

(2) 避難行動要支援者等への支援

ア 避難行動要支援者の把握に努める。

新たな登録希望者の把握に努めるとともに、住所変更などがあった場合には、市へ情報を提供します。

イ 避難するときは、しっかり誘導する。

隣近所の助け合いが重要です。一人の避難行動要支援者に複数の避難支援者を決めておきます。

ウ 困ったときこそ温かい気持ちで接する。

非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。困っている人や避難行動要支援者には、思いやりの心を持って接します。

エ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に避難行動要支援者とのコミュニケーションを図ります。

(3) 避難行動要支援者ごとの支援体制の確立

- ・避難行動要支援者は身体面、精神面などで様々な点で周囲の支えを必要とするため、それぞれの特徴を十分に踏まえた避難行動、避難生活などを考慮しておく。
- ・災害時の具体的な支援内容や支援者、避難方法を要支援者やその家族と話し合い、あらかじめ支援体制を決めておく。
- ・支援者自信が被災することも想定されるので、複数人の支援者を選定しておく。
- ・支援者は、本人とその家族の安全が図られて支援が可能となることから、あらかじめ要支援者に理解を得る。

6 地区の防災対策（具体的な対策）

(1) 防災体制

組織名称等	地区の状況		
〇〇自主防災会	世帯数： 人 口：	事業所数： 従業員数：	
1 組織の体制	役員		電話番号
	会長		TEL
	副会長		TEL
	〇〇班長		TEL
	〇〇班長		TEL
	〇〇班長		TEL
2 避難場所等	施設名	電話番号	管理者
	〇〇〇集会所、会館	TEL	TEL
	〇〇〇小学校	TEL	TEL
	〇〇〇中学校	TEL	TEL
	〇〇〇	TEL	TEL
① 避難経路	防災マップのとおり		
3 緊急時の連絡先	連絡先		電話番号
	江南市役所		TEL
	〇〇支所		TEL
	江南消防署		TEL
	江南警察署		TEL
	江南市休日急病診療所		TEL
	江南厚生病院		TEL
	〇〇〇病院		TEL
	〇〇電力（〇〇営業所）		TEL
	〇〇ガス		TEL
	N T T 西日本		TEL
	災害用伝言ダイヤル（録音時）		TEL
災害用伝言ダイヤル（再生時）		TEL	
4 その他特記事項			

(2) 活動体制

地区対策本部の立ち上げの判断は、〇〇地区自主防災会長の指示のもと、各対策班の班長の招集により、地区対策本部を立ち上げます。

地区対策本部の立ち上げ後は、以下の対策班を基に、災害対応を実施します。

班編成（例）

班名	担当者	平常時の役割	災害時の役割
総務班 (本部)	〇〇〇〇	全体調整 関係機関との事前調整	全体調整 関係機関との調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	〇〇〇〇	啓発・広報	公共機関等からの情報収集・伝達
消火班	〇〇〇〇	器具の整備・点検	消火器・バケツリレーなどによる初期消火
救出・救護班	〇〇〇〇	資機材・器具の整備・点検	負傷者の救出・応急手当・救護所等への搬送
避難誘導班	〇〇〇〇	避難経路の点検	住民の避難誘導
給食・給水班	〇〇〇〇	器具の整備・点検	炊き出し等の給食・給水活動
福祉班	〇〇〇〇	避難行動要支援者の支援体制の整備	避難行動要支援者の支援

【災害時の活動内容】

ア 組織活動の全体把握、組織の全体調整

組織全体の動きを把握するとともに、被害情報や今後の災害の移り変わりなどから、組織の活動体制を決定します。

イ 情報の収集・伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。また、地区の被災状況や火災発生状況などを取りまとめ、防災機関へ報告します。

ウ 初期消火活動

火災が発生した場合、消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

エ 救出・救護活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。

また、医師の手当てが受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護

所等へ搬送します。

オ 避難誘導

地区住民を安全な場所などへ誘導します。

カ 給食・給水活動

地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて避難所等で炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

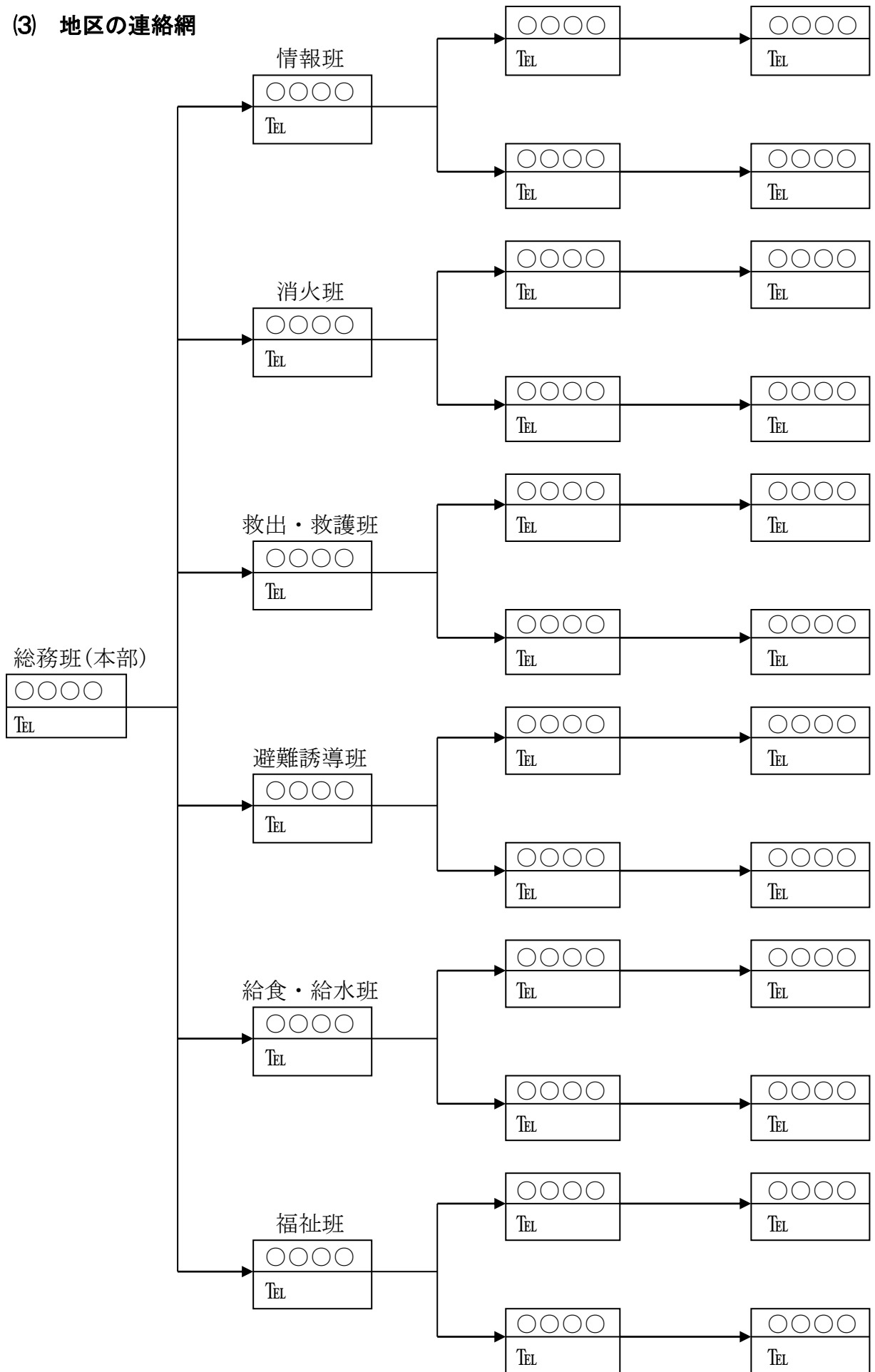
キ 避難行動要支援者の支援

避難行動要支援者の安否確認、避難の支援を行います。

ク 避難所の運営委員会の立ち上げ

避難所開設に伴い、避難所運営委員会を立ち上げ、行政等と連携し避難所運営に携わります。

(3) 地区の連絡網



(4) 防災資機材等

ア 保有防災資機材

名称	物資名	数量	備考
〇〇倉庫 (住所) 〇〇町〇-〇-〇	ヘルメット	〇	
	メガホン	〇	
	リヤカー	〇	
	投光器	〇	
	発電機	〇	

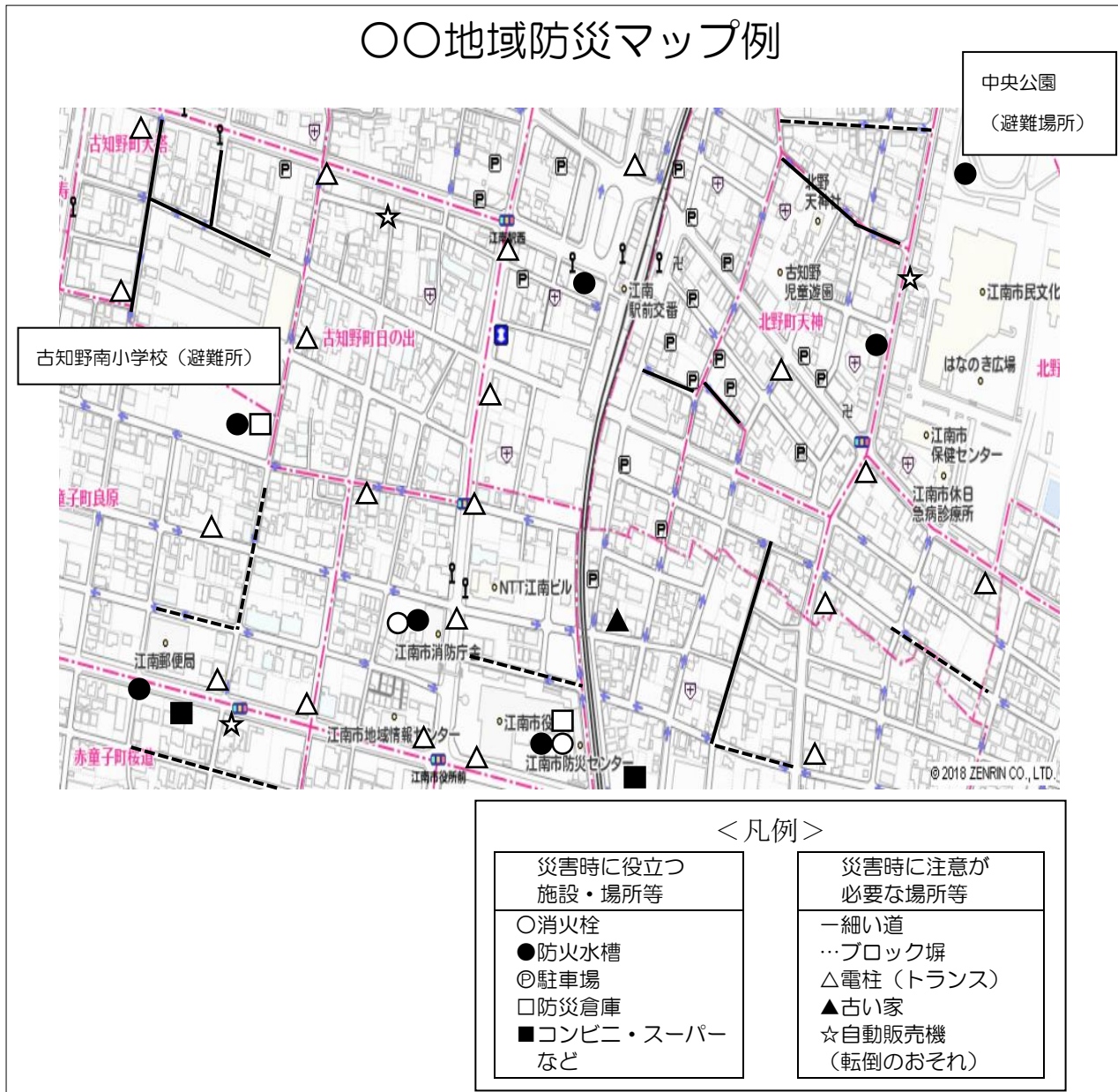
(参考) 資機材の例 (目的別)

目的	資機材
①情報収集・伝達	トランジスタメガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック 等
②初期消火	小型動力ポンプ、発電機、消防用ホース、消火器、ヘルメット、水バケツ 等
③水防	救命ボート、ブルーシート、シャベル、つるはし、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋 等
④救出	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、小型ウィンチ、防煙・防塵マスク 等
⑤救護	担架、救急箱、テント、毛布、シート 等
⑥避難所運営協力	リヤカー、発電機、警報器具、投光器、標識板、標識、強力ライト、寝袋 等
⑦給食・給水	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク 等
⑧訓練・啓発	模擬消火訓練装置、放送機器、組み立て式水槽、煙霧機、視聴覚機器（ビデオ、映写機等）、住宅用訓練火災警報器 等
⑨その他	簡易機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器等

7 地区防災マップ

(記載する情報の例)

- ・避難場所
- ・避難経路
- ・防災器具庫 (消火栓、防火水槽)
- ・避難行動要支援者世帯 (※要注意)
- ・消防署、警察署
- ・危険な場所 (狭い道、河川、崖地など)



※ まちあるきなどを実施し、地区の危険箇所等を把握しましょう。

※ 地区で防災ワークショップを行い、地区の特性を知るとともに、みんなで情報を共有しましょう

※ 避難行動要支援者については、江南市、自主防災会長、区長・町総代、民生委員・児童委員へ情報提供されることのみ同意しており、江南市が災害時の支援のために必要と判断した場合は、上記機関等以外へも情報提供されることも同意していますが、個人情報等プライバシーに関わるため、上記機関以外に情報公開することは絶対にしないでください。

8 平時の取り組み

(1) 地区防災訓練の実施

災害発生時に、地区住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう、市や消防署等とも連携しながら、次の訓練を中心とした地区防災訓練を毎年度実施します。

- ア 避難訓練（避難行動要支援者の支援を含む）
- イ 情報の収集伝達訓練
- ウ 消火器取扱訓練
- エ 簡易消火栓取扱訓練
- オ 応急手当訓練
- カ 救出器具取扱訓練
- キ 移動炊飯器取扱訓練
- ク 啓発活動

訓練の実施後は、訓練結果を検証し次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「地区防災計画」の見直しを行います。

(2) 資機材、器具等の点検

活動体制の各班を中心に、資機材、器具等の点検を定期的に行います。

班名	担当者 (団体名等)	内容	時期
消火班	〇〇〇〇	消火器具の点検（整備）	地区防災訓練前
救出救護班	〇〇〇〇	防災資機材・救出用器具の点検（整備）	地区防災訓練前
避難誘導班	〇〇〇〇	避難経路の点検（整備）	毎年〇〇月
給食・給水班	〇〇〇〇	給食・給水器具の点検（整備）	地区防災訓練前

(3) 避難行動要支援者への支援体制の整備

活動体制の福祉班を中心に、避難行動要支援者の支援体制を整備します。

班名	担当者 (団体名等)	内容	時期（目標）
福祉班	〇〇〇〇	支援体制・方法の検討・整理	〇〇〇〇年度まで
		対象者の把握（市から提供）	〇〇〇〇年度まで
		個別計画の作成完了	〇〇〇〇年度まで
		定期的な個別計画の見直し	毎年度

資料編

非常持ち出し品チェックリスト

※このリスト以外にも必要だと思ふものは、各ご家庭で用意してください。
 ※ご家族の必要な数を用意しましょう。(水:1人1日約3リットル)

○非常持ち出し袋

<input type="checkbox"/> 非常食	<input type="checkbox"/> 着替え	<input type="checkbox"/> 携帯トイレ
<input type="checkbox"/> 飲料水	<input type="checkbox"/> レジャーシート	<input type="checkbox"/> ティッシュ
<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> 万能ナイフ	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ
<input type="checkbox"/> ロウソク	<input type="checkbox"/> モバイル充電器	<input type="checkbox"/> トイレトペーパー
<input type="checkbox"/> ライター	<input type="checkbox"/> 救急セット	<input type="checkbox"/> 小銭
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	<input type="checkbox"/> 常備薬	<input type="checkbox"/> 持病薬
<input type="checkbox"/> 軍手	<input type="checkbox"/> 毛布	<input type="checkbox"/> 生活に欠かせないもの
<input type="checkbox"/> 手袋	<input type="checkbox"/> タオル	

○個人や家庭の事情にあわせ備えを検討するもの

貴重品類	赤ちゃん用品	高齢者用品
<input type="checkbox"/> 車や家の予備鍵	<input type="checkbox"/> 粉ミルク	<input type="checkbox"/> 高齢者手帳
<input type="checkbox"/> 予備メガネ	<input type="checkbox"/> 哺乳瓶	<input type="checkbox"/> おむつ
<input type="checkbox"/> 通帳の写し	<input type="checkbox"/> おやつ	<input type="checkbox"/> 持病薬
<input type="checkbox"/> 健康保険証の写し	<input type="checkbox"/> 離乳食	<input type="checkbox"/> 看護用品
<input type="checkbox"/> 運転免許証の写し	<input type="checkbox"/> 紙おむつ	
<input type="checkbox"/> 印鑑	<input type="checkbox"/> 母子手帳	

○各家庭に備えておくもの

<p>○飲料</p> <input type="checkbox"/> 飲料水	<p>○衣類</p> <input type="checkbox"/> 上着	<input type="checkbox"/> ラップ
<input type="checkbox"/> 非常用給水袋	<input type="checkbox"/> 下着	<input type="checkbox"/> アルミホイル
<p>○食品</p> <input type="checkbox"/> アルファ米	<input type="checkbox"/> 靴下	<input type="checkbox"/> 食器類(紙コップ、紙皿)
<input type="checkbox"/> 乾パン	<p>○生活用品</p> <input type="checkbox"/> タオル	<input type="checkbox"/> 割り箸
<input type="checkbox"/> インスタントラーメン	<input type="checkbox"/> バスタオル	<input type="checkbox"/> スプーン
<input type="checkbox"/> レトルト食品	<input type="checkbox"/> 毛布	<input type="checkbox"/> フォーク
<input type="checkbox"/> ビスケット	<input type="checkbox"/> 雨具	<input type="checkbox"/> 歯ブラシ
<input type="checkbox"/> キャンディ	<input type="checkbox"/> 電池	<input type="checkbox"/> せっけん
<input type="checkbox"/> チョコレート	<input type="checkbox"/> 卓上コンロ	<input type="checkbox"/> ドライシャンプー
<input type="checkbox"/> 塩	<input type="checkbox"/> ガスボンベ	<input type="checkbox"/> 充電器
	<input type="checkbox"/> 鍋	<input type="checkbox"/> 新聞紙
		<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ
		<input type="checkbox"/> 安全ピン
		<input type="checkbox"/> し尿処理セット

ローリングストック法

普段食べる米やレトルト食品などを多めに買っておき、消費したらその分を改めて補充するという方法です。家族で決めた日に毎月1食分食べて、食べた分を補充していく備蓄法です。この方法ですと非常食が入れ替わるため、賞味期限切れ等の無駄をなくすることができます。



一時避難後、少し落ち着いてから安全を確認し自宅へ戻り持ち出したり、自宅で避難生活を送るうえで必要なもので、最低でも3日程度、自足するつもりで備えましょう。

地区防災計画作成マニュアル

作成：江南市危機管理室防災安全課

TEL 0587-54-1111